

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るとときは、そ
の翌日)

目 次

◇告 示 字の区域の変更等(地方課)

土地改良法による換地処分(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第二百三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、佐治村長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による佐治地区第二工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成四年八月二十五日現在の地番による。)
大字高山字前田	大字高山字前田の全域 大字高山字屋敷後田五五の六、六〇、六〇の一、七〇の二、 七一の一、七一の四、七一の五と一体をなす国有地の一部 大字高山字口西谷二二八の四及びこれと一体をなす国有地 並びに二二八の三と一体をなす国有地の一部
大字高山字屋敷 後田	大字高山字屋敷後田のうち五五の六、六〇、六〇の一、七 〇の二、七一の一、七一の四、七一の五と一体をなす国有 地の一部以外の区域
大字高山字的場	大字高山字的場のうち二二八以外の区域
大字高山字中田	大字高山字的場一二八 大字高山字中田のうち一七四の一部、一七五の一部以外の 区域 大字高山字金安一八四の五、一九〇の二、一九一、一九二 及びこれらと一体をなす国有地 大字高山字四窪田五〇四の四、五〇五の一の一部、五〇五 の三の一部、五〇六から五〇八までの一部及びこれらと一 体をなす国有地
大字高山字金安	大字高山字金安のうち一八四の五、一九〇の二、一九一、 一九二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

<p>大字高山字中西谷</p> <p>大字高山字中西谷のうち二〇七、二〇七の一、二一三の三、二一三の四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高山字尾崎二八〇と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字高山字口西谷</p> <p>大字高山字口西谷のうち二二八の四、二四二の一の一部、二四三の四の一部、二四四の五の一部、二四五の一部、二四五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二二八の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高山字灰原二六五の一部、二六六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字高山字灰原</p> <p>大字高山字口西谷二四二の一の一部、二四三の四の一部、二四四の五の一部、二四五の一部、二四五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字高山字灰原のうち二六五の一部、二六六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字高山字丸山九四二 大字高山字老軒原九四五の一と一体をなす国有地の一部 大字福園字牛田二の三及びこれと一体をなす国有地 大字福園字イカリ一九二の二及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字高山字尾崎</p> <p>大字高山字尾崎のうち二八二の一部、二八三の一部、二八三の一、二八四の一部、二八六の一、二八七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八〇、二八一の二、二八二の一部、二八二の一、二八七の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高山字寺ノ元二九〇の一部</p>	<p>大字高山字寺ノ元</p> <p>大字高山字尾崎二八三の一部、二八三の一、二八四の一部、二八六の一部、二八六の一、二八七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二八七の一部と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字高山字寺ノ元のうち二九〇の一部、三〇四の一部以外の区域</p> <p>大字高山字ホウマン田三〇七の二の一部、三〇七の三の一部、三〇八の一部、三〇九の一部、三二七の一部、三一八の一、三一八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇八の一部、三〇九の一部と一体をなす国有地の一部 大字高山字宮ノ元三一九の二、三二〇の一から三二〇の三までと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字高山字中西谷二〇七、二〇七の一、二一三の三、二一三の四と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字高山字尾崎二八二の一部、二八三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二八二の二、二八二の一部、二八二の一と一体をなす国有地の一部 大字高山字寺ノ元三〇四の一部 大字高山字ホウマン田のうち三〇七の二の一部、三〇七の三の一部、三〇八の一部、三〇九の一部、三一七の一部、三一八の一、三一八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇八の一部、三〇九の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字高山字宮ノ元</p> <p>大字高山字宮ノ元のうち三三八から三四一まで、三四八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三一九の二から三一九の四まで、三一九の七、三一九の九、三二〇の一から三二〇の三まで、三四三、三四八の一部、三五一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字高山字久満田</p> <p>大字高山字宮ノ元三三八から三四一まで、三四八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三一九の三、三一九の四、三一九の七、三一九の九、三四三、三四八の一部、三五一と一体をなす国有地の一部 大字高山字久満田のうち三五四の二の一部、三六六の一部、三六七の一部以外の区域</p>	

<p>大字高山字寺田</p>	<p>大字高山字寺田三六八の一部、三六九の二の一部、三七二の一部、三七三の二の一部、三七三の九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三七三の二の一部、三七三の九の一部と一体をなす国有地の一部 大字高山字ナラカン田三九二の四、三九二の五、三九四の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字高山字ナラカン田</p>	<p>大字高山字ナラカン田三九二の四と一体をなす国有地の一部 大字高山字ナラカン田のうち三六八の一部、三六九の二の一部、三七二の一部、三七三の二の一部、三七三の九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三七三の二の一部、三七三の九の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高山字ナラカン田三九二の四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字高山字深山</p>	<p>大字高山字深山のうち四三六の二、四四四の二の一部、四四五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四三六の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高山字チキリ四四九の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四四九の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字高山字チキリ</p>	<p>大字高山字深山四四四の二の一部、四四五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高山字チキリのうち四四九の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四四九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高山字中梨子原四九五の二</p>

<p>大字高山字梨子原</p>	<p>大字高山字梨子原のうち四七四の二、四七四の三、四七五の八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字高山字向梨子原</p>	<p>大字高山字梨子原四七四の二、四七四の三、四七五の八と一体をなす国有地の一部 大字高山字向梨子原のうち四八四の二から四八四の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四七六の五、四七七、四八一の二、四八四の四の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字高山字中梨子原</p>	<p>大字高山字向梨子原四七六の五、四七七と一体をなす国有地の一部 大字高山字中梨子原のうち四八五の一部、四九五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字高山字イゴ梨子原</p>	<p>大字高山字向梨子原四八四の四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四七七、四八四の四の一部と一体をなす国有地の一部 大字高山字中梨子原四八五の一部及びこれと一体をなす国有地 大字高山字イゴ梨子原のうち五〇〇の二の一部並びに五〇一の二、五〇二の四、五〇二の五、五〇二の七と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高山字高畔馬場五〇九の二の一部、五〇九の五の一部、五〇九の六、五〇九の七、五一〇の二の一部、五一〇の七、五一〇の八の一部、五一〇の九の一部、五一一の二から五一一の三までの一部、五一一の四 大字高山字馬場五三八の三の一部、五三九の二の一部、五三九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五三九の二の一部と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字高山字四窪田</p>	<p>大字高山字向梨子原四八四の二から四八四の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四八一の二と一体をなす国有地の一部 大字高山字四窪田のうち五〇四の一部、五〇四の四、五〇五の二の一部、五〇五の三の一部、五〇六から五〇八までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字高山字高畔馬場</p>	<p>大字高山字中田一七四の一部、一七五の一部 大字高山字向梨子原四八四の四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字高山字中梨子原四八五の一部及びこれと一体をなす国有地 大字高山字イゴ梨子原五〇一の二、五〇二の四、五〇二の五、五〇二の七と一体をなす国有地の一部 大字高山字四窪田五〇四の一部、五〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字高山字高畔馬場のうち五〇九の二の一部、五〇九の五の一部、五〇九の六、五〇九の七、五一一の二の一部、五一一の七、五一一の八の一部、五一一の三の一部、五一一の四から五一一の五までの一部、五一一の四以外の区域 大字高山字馬場五三七の八、五三七の九、五三八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五三七の五、五三七の七、五三八の三の一部、五三九の二の一部と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字高山字馬場</p>	<p>大字高山字イゴ梨子原五〇〇の二の一部 大字高山字馬場のうち五三七の八、五三七の九、五三八の三の一部、五三九の二の一部、五三九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五三七の五、五三七の七、五三八の三の一部、五三九の二の一部と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字高山字谷奥</p>	<p>大字高山字谷奥の全域 大字高山字芹谷五八七の三、五九〇、五九二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字高山字口谷奥</p>	<p>大字高山字口谷奥のうち五五七、五五八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字高山字松ノ前</p>	<p>大字高山字口谷奥五五七、五五八及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字高山字松ノ前のうち五八五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五八五と一体をなす国有地以外の区域 大字高山字芹谷五八七の九及びこれと一体をなす国有地並びに五八七の三、五八七の四、五八七の八と一体をなす国有地の一部 大字高山字上小倉六三三の二の一部、六三三の四の一部及び六三一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字高山字芹谷</p>	<p>大字高山字芹谷のうち五八七の九及びこれと一体をなす国有地並びに五八七の三、五八七の四、五八七の八、五九〇、五九二と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字高山字田尻</p>	<p>大字高山字田尻の全域 大字高山字東小倉七一四の九及びこれと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字高山字上小倉</p>	<p>大字高山字松ノ前五八五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五八五の一部と一体をなす国有地の一部 大字高山字上小倉のうち六三三の二の一部、六三三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字高山字中倉六七四の一四、六七五、六七六と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字高山字中小倉</p>	<p>大字高山字中小倉のうち六七四の一四、六七五、六七六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字高山字東小倉</p>	<p>倉大字高山字東小倉のうち七一四の九及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字高山字丸山</p>	<p>大字高山字丸山のうち九四二以外の区域</p>
<p>大字高山字老軒原</p>	<p>大字高山字老軒原のうち九四五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字高山字ミイノ手</p>	<p>大字高山字ミイノ手のうち一〇六五の八以外の区域</p>
<p>大字津野字西谷川</p>	<p>大字津野字西谷川のうち一四の一部、一七の一の一部、一七の二の一部、一八の一、一八の五、一八の八の一部、一八の一〇の一部、一九の一から一九の三まで、二〇の一部、二〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字津野字尾ヶ塔二三の一の一部、二三の二の一部 大字津野字中尾一三一の一の一部、一三一の二の一部、一三八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三九の二と一体をなす国有地の一部 大字津野字渡り田六二七の三</p>
<p>大字津野字尾ヶ塔</p>	<p>大字津野字尾ヶ塔のうち二二の一部、二二の二の一部、二二の三の一部、二三の一の一部、二三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字津野字限原四三の一の一部、四三の二の一部、四四の一、四四の二、四五の一部、四五の一、四六から四八まで、四八の一、四八の二、五〇の一、五一、五二、五三の二から五三の五まで、五六の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字津野字大清水</p>	<p>大字津野字大清水のうち五四、五四の七、五四の一三、五五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五四の八、五五の三、五五の四と一体をなす国有地の一部 大字津野字兵田一七の一部、一一八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二二と一体をなす国有地の一部 大字高山字深山口四三六の二及びこれと一体をなす国有地の一部並びに四三六の三と一体をなす国有地の一部 大字高山字ミイノ手一〇六五の八</p>
<p>大字津野字兵田</p>	<p>大字津野字西谷川一四の一部、一八の一の一部、一八の五の一部、一八の八の一部、一八の一〇の一部、一九の一から一九の三まで、二〇の一部、二〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字津野字尾ヶ塔二一の一部、二二の一部、二二の一の一部、二三の一の一部、二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字津野字限原四二の一、四二の二、四三の一の一部、四三の二の一部、四五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字津野字兵田のうち一七の一部、一一八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字津野字中尾一二八の一部、一二八の一の一部、一三〇の一の一部、一三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字津野字中尾</p>	<p>大字津野字西谷川一七の一の一部、一七の二の一部、一八の一の一部、一八の五の一部、一八の八の一部、一八の一</p>

	<p>○の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字津野字中尾のうち二二八の一部、一二八の二の一部、 一三〇の二の一部、一三〇の二の一部、一三一の二の一部、 一三一の二の一部、一三八の二の一部及びこれらと一体を なす国有地並びに一二二の二、一三九の二と一体をなす国 有地の一部以外の区域</p>
<p>大字津野字曾根 田</p>	<p>大字津野字曾根田のうち二〇四の一部、二〇五の一部、二 〇六の二の一部、二〇七の二の一部、二二二の二の一部、二二 二の二から二二二の三までの二の一部及びこれらと一体をなす 国有地の一部以外の区域 大字津野字沢田二三五の一部及びこれと一体をなす国有地 並びに二二五の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字津野字沢田</p>	<p>大字津野字曾根田二〇四の一部、二〇五の一部、二〇六の 一の一部、二〇七の二の一部、二二二の二の一部、二二二の一 から二二二の三までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地 の一部 大字津野字沢田のうち二三五の一部及びこれと一体をなす 国有地並びに二二五の一と一体をなす国有地の一部以外の 区域</p>
<p>大字津野字渡り 田</p>	<p>大字津野字渡り田のうち六二七の三以外の区域</p>
<p>大字福園字牛田</p>	<p>大字福園字牛田のうち二の三及びこれと一体をなす国有地 以外の区域</p>
<p>大字福園字イカ リ</p>	<p>大字福園字イカリのうち一九二の二及びこれと一体をなす 国有地以外の区域</p>

廃止する字の名
称

大字津野字隈原

鳥取県告示第二百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の
 規定に基づき、県営土地改良事業に係る佐治地区第二工区の換地処分を行
 ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定によ
 り告示する。

平成五年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】